

第六十二号議案

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年六月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「同じ。」の下に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとするため、扶養親族に関する規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。